

学会発表を理由とする臨床実習の欠席及び補習に関する申合せについて

令和7年5月7日 医学科教務学生委員会 決定

1. 学会発表を理由とする臨床実習の欠席及び補習に関する取扱いを定めるものとする。
2. 学会発表を理由とする臨床実習の欠席について、次に掲げる要件を満たす場合に、認めることができるものとする。
 - (1) 臨床実習の欠席については、当該学会発表日に限ることとし、且つ実習担当教員が許可したものに限る。
 - (2) 欠席する臨床実習の日については、実習担当教員・診療科・講座が補習、補講を行う。内容については担当教員の裁量に任せる。
3. 前項に定める要件を満たす場合は、欠席する日の2か月前までに必要書類（学会次第、発表演題等）を添えて学務課に「臨床実習欠席届」を提出し、医学科教務学生委員会の議を経て、学部長が許可するものとする。
4. この取扱いにより難しい場合は、医学科教務学生委員会にて協議するものとする。